資料１

武蔵村山市空家等対策計画策定委員会設置要綱

令和５年４月２０日訓令（乙）第１３４号

（設置）

第１条　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第６条第１項に規定する空家等対策計画の策定に当たり、空家等に関する対策を効果的かつ効率的に推進するために必要な事項について専門的な観点から検討するため、武蔵村山市空家等対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

（１）　空家等対策計画の策定に関すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、空家等対策計画に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員８人をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　空家等対策に取り組むＮＰＯ法人の職員　１人

（２）　学識経験者　１人

（３）　行政書士の資格を有する者　１人

（４）　宅地建物取引士の資格を有する者　１人

（５）　地域福祉関係者　２人

（６）　公募による市民　２人

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員長は前条第２項第１号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副委員長は委員の互選により選任する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（任期）

第６条　委員の任期は、第２条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月２０日から施行する。